

審 議 事 項

件名・議案	提案者	資料 (頁)	提案理由等 (※シンポジウム等、後援関係については概要を記載)	説明者	根拠規定 等
I 審議事項					
1. 規則関係					
提案1	「日本学術会議総会及び部会（第25期第1回）の開催方法について」を幹事会として決定すること	会長	B(5-8)	「日本学術会議総会及び部会（第25期第1回）の開催方法について」について幹事会として決定する必要があるため。	会長 内規7条1項, 2項, 4項
提案2	「学術フォーラム・公開シンポジウムにおける動画の教育目的利用について」を幹事会として決定すること	副会長	B(9-12)	「学術フォーラム・公開シンポジウムにおける動画の教育目的利用について」について幹事会として決定する必要があるため。	渡辺副会長 内規7条1項, 2項, 4項
2. 提言等関係					
提案3	提言「持続可能でレジリエントな国際社会のための学術からの提言ー知の統合オンライン・システムの構築とファシリテータの育成ー」について日本学術会議会則第2条第3号の「提言」として取り扱うこと	科学技術を活かした防災・減災政策の国際的展開に関する検討委員会委員長	C-1(1-31)	科学技術を活かした防災・減災政策の国際的展開に関する検討委員会において、提言をとりまとめたので、関係機関等に対する提言として、これを外部に公表したいため。 ※科学と社会委員会査読	科学技術を活かした防災・減災政策の国際的展開に関する検討委員会 小池俊雄委員長、 林春男副委員長 内規3条1項
提案4	提言「わが国の経営学大学院における教育研究の国際通用性のある質保証に向けて」について日本学術会議会則第2条第3号の「提言」として取り扱うこと	経営学委員会委員長	C-1(32-105)	経営学委員会経営学大学院における認証評価の国際通用性に関する分科会において、提言をとりまとめたので、関係機関等に対する提言として、これを外部に公表したいため。 ※第一部査読	経営学委員会経営学大学院における認証評価の国際通用性に関する分科会 鈴木久敏委員長、 山本昭二副委員長 内規3条1項

提案5	報告「情報教育課程の設計指針―初等教育から高等教育まで」について日本学術会議会則第2条第4号の「報告」として取り扱うこと	情報学委員会委員長	C-1(106-155)	情報学委員会情報学教育分科会において、報告を取りまとめたので、関係機関等に対する報告として、これを外部に公表したいため。 ※ 第三部査読	情報学委員会情報学教育分科会萩谷昌己委員長、徳山豪副委員長	内規3条1項
提案6	提言「感染症対策と社会変革に向けたICT基盤強化とデジタル変革の推進」について日本学術会議会則第2条第3号の「提言」として取り扱うこと	第二部長、情報学委員会委員長	C-2(1-31)	第二部大規模感染症予防・制圧体制検討分科会及び情報学委員会ユビキタス状況認識社会基盤分科会において提言を取りまとめたので、関係機関等に対する提言として、これを外部に公表したいため。 ※ 第二部、第三部査読	第二部大規模感染症予防・制圧体制検討分科会秋葉澄伯委員長、情報学委員会ユビキタス状況認識社会基盤分科会東野輝夫委員長	内規3条1項
提案7	提言「「同意の有無」を中核に置く刑法改正に向けて一性暴力に対する国際人権基準の反映―」について日本学術会議会則第2条第3号の「提言」として取り扱うこと	法学委員会委員長、社会学委員会委員長	C-2(32-123)	法学委員会ジェンダー法分科会、社会学委員会ジェンダー政策分科会及び社会学委員会ジェンダー研究分科会において、提言を取りまとめたので、関係機関等に対する提言として、これを外部に公表したいため。 ※ 第一部査読	法学委員会ジェンダー法分科会三成美保委員長、後藤弘子委員	内規3条1項
提案8	提言「我が国における移植医療と再生医療の発展と普及」について日本学術会議会則第2条第3号の「提言」として取り扱うこと	臨床医学委員会委員長	C-2(124-156)	移植・再生医療分科会において、提言を取りまとめたので、関係機関等に対する提言として、これを外部に公表したいため。 ※ 第二部査読	臨床医学委員会移植・再生医療分科会澤芳樹委員長	内規3条1項
提案9	提言「社会と学術における男女共同参画の実現を目指して―2030年に向けた課題―」について日本学術会議会則第2条第3号の「提言」として取り扱うこと	科学者委員会委員長、第一部長、第二部長、第三部長	C-2(157-264)	科学者委員会男女共同参画分科会、第一部総合ジェンダー分科会、第二部生命科学ジェンダー・ダイバーシティ分科会及び第三部理工学ジェンダー・ダイバーシティ分科会において、提言を取りまとめたので、関係機関等に対する提言として、これを外部に公表したいため。 ※ 科学者委員会査読	科学者委員会男女共同参画分科会三成美保委員長、伊藤公雄幹事	内規3条1項

II その他

	件名	資料(頁)
1.	今後の総会及び幹事会開催予定 次回幹事会は9月24日(木)13時30分開催予定	D(1)

第 1 8 1 回総会日程

— 第 2 5 期第 1 回 —

		13:00	15:00
10 月 1 日 (木)		総会 ・会長互選 ・新旧会長挨拶 ・会員所属部決定	

		10:00	10:30	12:00	13:30	16:00	17:00
10 月 2 日 (金)	総会 ・会長による副会長指名及び就任挨拶	部会 ・部長互選	昼休み	部会 ・部長による副部長、幹事指名等 ・連携会員向け説明会の日程検討等	地区会議 ・代表幹事、運営協議会委員選出	幹事会① ・分野別委員会委員の承認等	

		10:00	12:00	13:30	15:30	16:30
10 月 3 日 (土)	各分野別委員会① ・役員の選出、分科会設置の検討等	昼休み	各分野別委員会② ・役員の選出、分科会設置の検討等	幹事会② ・日程調整 ・各種委員会、分科会の設置等		

第 2 会場

総 会……講堂及び会議室 + オンライン
 部 会……会議室 + オンライン
 幹事会①……大会議室 + オンライン
 地区会議……講堂及び会議室 + オンライン
 分野別委員会、幹事会②……講堂及び会議室 + オンライン

日本学術会議総会及び部会（第 25 期第 1 回）の開催方法について（案）

（ 令 和 2 年 9 月 1 0 日
日本学術会議第 2 9 8 回幹事会決定 ）

新型コロナウイルス感染症への感染のおそれがある状況において、日本学術会議総会及び部会（第 25 期第 1 回）を開催するため、その開催方法を以下のとおり定める。

1. 日本学術会議庁舎内での分散開催

会員は、日本学術会議庁舎内の講堂及び複数の会議室に分散して入室することとし、日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号）第 24 条第 1 項に規定する出席があるものとして扱うこととし、同条第 2 項に規定する出席会員として扱うこととする（同条第 3 項が準用する場合も同じ）。

2. オンライン会議による開催

1. に基づいて日本学術会議庁舎において出席する会員数にかかわらず、オンライン会議により参加する会員についても、同条第 1 項に規定する出席があるものとして扱うこととし、同条第 2 項に規定する出席会員として扱うこととする（同条第 3 項が準用する場合も同じ）。

附 則

1. この決定は、決定の日から施行する。

2. 2. においてオンライン会議により参加する会員が、オンライン会議の機能により会長の互選を行う場合には、日本学術会議細則（平成 17 年日本学術会議第 146 回総会決定）及び会長の互選に関する幹事会決定（平成 18 年日本学術会議第 12 回幹事会決定）の規定に準じて行うこととする。

3. この決定は、日本学術会議第 181 回総会において承認を求めることとし、承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

(参照条文)

○日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号）

第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。

- 2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。
- 3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。
- 4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。
- 5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。
- 6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十四条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 総会の議決は、出席会員の多数決による。
- 3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

○日本学術会議会則（平成 17 年日本学術会議規則第 3 号）

（会長の互選等）

第四条 法第八条第二項の会長の互選は、他の案件に先立って総会で行うものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、会長の互選に関する事項は、総会が定める。

○日本学術会議細則（平成 17 年日本学術会議第 146 回総会決定）

（会長の互選）

第 2 条 事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員（送付時には候補者である者を含む。以下本条において同じ。）に対し、総会に先立ち、次の資料を送付する。

- (1) 互選が行われる総会時における会員の名簿（略歴等を含む。以下本条において「名簿」という。）
- (2) その他幹事会が必要と認める資料

2 会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。

- (1) 会員は、前項の規定により送付された名簿に掲載された者のうち 1 人に投票する。この投票は、単記無記名による。
- (2) 投票者数の過半数の票を得た者を会長の候補者とする。
- (3) 第 1 回の投票において、過半数を得た者がいないときは、過半数を得る者があ
るまで投票を行う。
- (4) 第 3 回の投票において、過半数を得た者がいないときは、前 2 号の規定にか
かわらず、当該投票における上位の得票者 2 人について決選投票を行い、多数を

得た者を会長の候補者とする。ただし、決選投票を行うべき2人を定めるに当たり、並びに会長の候補者を定めるに当たり、得票数が同じときは、年長者をもってこれに充てる。

- 3 会長の候補者は、会長の職に就く意思がある場合、会長となる。会長の職に就く意思がない場合は、前項の互選を再度行う。
- 4 前3項の規定に関し必要な事項は、幹事会が定める。
- 5 前4項の規定は、日本学術会議法（以下「法」という。）第8条第6項の規定に基づく補欠の会長の互選に準用する。

○会長の互選に関する幹事会決定（平成18年日本学術会議第12回幹事会決定）

（無効投票）

第1条 細則第2条第2項に規定される投票については、次の各号のいずれかに該当する票は無効とする。

- (1) 2名以上の氏名を記載した場合
- (2) 細則第2条第1項第1号に規定される名簿に掲載された以外の者を記載した場合
- (3) 氏名のほか、他事を記載した場合。ただし、職業、身分、住所、地域、専門分野、所属機関又は敬称の類を記入した場合は、この限りでない。
- (4) 氏名を自書しない場合
- (5) 何人を記載したかを確認し難い場合

2 前項に規定される無効票を投じた者については、投票者数に含める。

（同一の氏名の者等に対する得票の有効）

第2条 同一の氏名、氏又は名の者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した票は有効とし、その同一の氏名、氏又は名の者の人数分の1をそれぞれの得票とする。

（立会人）

第3条 細則第2条第2項に規定される投票においては、事務局長を立会人とする。

2 事務局は、前項に規定する立会人の立会いの下で開票を行い、投票の効力について疑義が生じた場合は、立会人が総会に諮りこれを決する。

提案 2

学術フォーラム・公開シンポジウムにおける動画の教育目的利用について（案）

〔 令和 2 年 ○ 月 ○ 日 〕
日本学術会議第○回幹事会決定

日本学術会議の学術フォーラムと公開シンポジウムは、新型コロナウイルス感染防止のため 2020 年 5 月以降現在まで、すべてがオンラインにより配信（開催）されている。オンライン配信では一般参加者による録画は禁止しているが、学術フォーラムについては事務局において配信動画を録画して保存している。このような中、オンライン配信による学術フォーラムと公開シンポジウムに参加した会員と連携会員から、これらの録画した動画を、大学の授業で利用したいという要望が寄せられている。また、2020 年 4 月より教育用著作物ネット配信円滑化制度が開始されている。このため、以下の条件で学術会議からの提供を可能とすることを提案する。

1. 対象機関

大学など非営利の教育機関（営利目的の企業や機関は対象外）

2. 利用目的

授業など教育目的に限る。

3. 利用範囲

教員と学生間での共有に限定し、ウェブサイトでの一般公開はできないこととする

4. 利用方法

- ① 学術フォーラムと公開シンポジウムのオンライン開催をする場合、開催後に動画提供が求められる可能性があることを事前に登壇者に伝える、提供を望まない場合は登壇者からの申し出を受ける。
- ② 学術フォーラムと公開シンポジウムの動画を録画し、保存・管理する。
- ③ 動画の利用を希望する会員と連携会員は、学術フォーラムと公開シンポジウムの利用したい動画範囲を明示し、その提供を学術フォーラムと公開シンポジウムの事務局に申請する。
- ④ ③において動画提供を希望された登壇者は、録画した動画の提供を受け、削除する必要がある部分を申し出る。
- ⑤ ④で確認した動画を、必要に応じて動画の編集を行った上で、希望した会員と連携会員に提供（動画ファイルを送付）する。
- ⑥ ①～③、⑤は、学術フォーラムの場合は事務局が、公開シンポジウムの場合には企画者が実施する。

5. 提供の条件

- ① 提供する動画に公表された著作物がある場合、別添の条件を満たしていること。
- ② 提供する動画が教育目的以外で再利用されないこと。

6. 適用期間

教育用著作物ネット配信円滑化制度において、著作物の教育目的利用が無料でできる期間が2020年度に限定されているため、本件は2020年度のみ適用できるものとする。2021年度以降については、別途検討する。



オンライン教育で
お困りの学校・先生方に

教育用 著作物ネット配信 円滑化制度

— 授業目的公衆送信補償金制度 —

2020年4月28日より開始！
2020年度に限り無償

2021年度以降も、教育委員会や学校法人等が**一定の補償金（年額）**を支払うことにより、多様なコンテンツを**何度でも利用可能**

制度の概要

- 制度の対象
幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校、大学などの非営利の教育機関
- 制度の目的
これまで著作物をネット配信するためには、個別に権利者の許諾を得る必要があったが、許諾不要（補償金あり）にすることで「遠隔授業などオンライン教育における著作物利用の円滑化」と「画家、作家、作曲家などクリエイターへの対価還元」の両立をする制度
- 必要な補償金
2020年度については特例的に無料で利用可能。2021年度以降については有料（例：一人〇円/年）での本格運用に向けて準備中

教育用 著作物ネット配信円滑化制度

— 授業目的公衆送信補償金制度 —

対象機関



非営利の教育機関



営利企業などの
営利機関はNG

利用範囲



教師と児童、生徒
や学生の間など



ウェブサイト等での
一般公開、学校間の
共有、教育委員会等
による配信はNG

利用目的



授業目的



保護者会や職員会議
などでの配信はNG

利用方法



著作物の
小部分の利用

※短歌や写真などは全体の利用が可能



生徒購入用のドリル
や書籍の大部分など
の配信はNG

※NGに挙がっている利用も著作権者の許諾を得れば可能です。

詳しくは

文化庁 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行について

検索

